

「福いいネ!お土産品開発プロジェクト」企画運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「福いいネ!お土産品開発プロジェクト」の受託候補者選考にあたり、実績、専門性、技術力、企画力、創造性などの観点から公募型プロポーザルにより適正な選考を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 「福いいネ!お土産品開発プロジェクト」企画運営業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月25日(金)まで
- (4) 提案上限額 4,000,000円(消費税等を含む。)

3 選考方法

公募型プロポーザル

4 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ① 公表日から受託候補者特定の日までの間において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)による指名停止措置又は指名除外措置を受けている者でないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 役員(役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑥ 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子

会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

- イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
- ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑨ 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- ⑩ 参加者は、受託候補者特定までの間に、前各項目に規定する参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 募集方法

プロポーザルの実施については、当課ホームページに掲載（公表）し、プロポーザル参加者を募集する。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出期間…令和3年4月21日（水）～ 令和3年5月11日（火）12時00分（必着）
- (2) 提出方法…持参又は郵送等（郵送等の場合は、書類の收受に争いが生じないよう、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。）
- (3) 提出先…〒910-0858
福井市手寄1丁目4-1（アオッサ5階）
福井市 商工労働部 商工振興課
- (4) 提出書類…ア. 参加申込書【様式1】
イ. 参加資格誓約書【様式2】
ウ. 参加事業者の概要、事業内容が分かる書類【任意様式】
エ. 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
オ. 直近年度の国税（法人税及び消費税等）及び市町村税の納税証明書の写し
カ. 最新決算年度の貸借対照表及び損益計算書の写し
- (5) 提出部数…1部

7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果を令和3年5月13日(木)までに電子メール等で連絡する。

8 質問及び回答

(1) 提出期限:令和3年4月28日(水)12時00分(必着)

(2) 提出方法:「応募に関する質問票」別紙【様式3】により、持参、FAX又は電子メールにて提出すること。

※持参、FAX又は電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答期限:令和3年4月30日(金)

(4) 回答方法:商工振興課ホームページに掲載

9 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出期限…令和3年5月19日(水)12時00分(必着)

(2) 提出方法…持参又は郵送等(郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書類書留郵便等とすること。)

(3) 提出先…〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1(アオッサ5階)

福井市 商工労働部 商工振興課

(4) 提出書類…企画提案書 別紙【様式4】

(5) 提出部数…正本1部、副本6部

10 審査方法

(1) 企画提案書の審査

① 書面審査

企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)が5者以上となった場合は、別に設置する審査委員会において企画提案書の審査を行い、4者を選定する。

② プレゼンテーション

書面審査により選考された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において総合的に審査した上で、最も優れている提案を行ったものを受託候補者として1者選定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは必要に応じオンラインで行う場合がある。実施日時等の詳細は別途通知する。

(2) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

① 本事業に必要な専門知識やノウハウを有しているか。

② 過去の実績に鑑み、事業遂行能力が認められるか。

- ③ 本事業を円滑に遂行するための、事業計画や組織体制になっているか。
- ④ 提案内容が、本事業の目的に合致しており、効果が期待できるか。
- ⑤ 課題やトレンドの把握を図り、商品づくりを促すセミナー等の開催ができるか。
- ⑥ 魅力的な商品開発に向けた専門的な支援ができるか。
- ⑦ 販路開拓に直結する企画の実施が期待できるか。
- ⑧ 福井の魅力を熟知し、それを表現する手腕があるか。
- ⑨ コストパフォーマンスは優れているか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対し、書面で通知する。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 契約の締結

発注者は、受託候補者として選定された者との間で企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。

また、受託候補者が次に該当する場合には、発注者は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 契約の締結に応じないとき。
- ② 契約の締結期限までに福井市一般業務競争入札参加資格者名簿への登録が確認できないとき。
- ③ 財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき。
- ④ 提出書類に、故意に虚偽の記載をした場合
- ⑤ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合

13 その他留意事項

- ① 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- ② 企画提案に関する経費は全額提案者の負担とする。
- ③ 提出期限後における応募書類の再提出及び差換えは認めない。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- ⑤ 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。

- ⑥ 応募書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により当課に提出すること。
- ⑦ 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- ⑧ 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ⑨ 企画提案書は、仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- ⑩ 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
また、当該プロポーザル実施に関する情報については随時、市ホームページに掲載するものとし、審査結果には、提案者数及び受託候補者名を掲載する。
- ⑪ その他、不明な点については、当課に照会すること。

14 スケジュール

実施要領等の公表	令和3年4月21日(水)
プロポーザル参加申込書の提出期間	令和3年4月21日(水)～5月11日(火) 12時00分(必着)
参加資格審査の結果通知	令和3年5月13日(木)
質問期限	令和3年4月28日(水) 12時00分(必着)
質問回答期限	令和3年4月30日(金)
企画提案書の提出期限	令和3年5月19日(水) 12時00分(必着)
書類審査結果通知 (提案者が5者以上の場合)	令和3年5月下旬 ※予定
審査(プレゼンテーション)	令和3年5月26日(水) 午後 ※予定
選定結果の通知	令和3年5月下旬 ※予定
業務委託契約締結	令和3年6月上旬 ※予定

15 問い合わせ先

〒910-0858

福井市手寄1丁目4-1 (アオッサ5階)

福井市 商工労働部 商工振興課(担当:吉村)

TEL:0776-20-5325 FAX:0776-20-5323 E-mail:syoukou@city.fukui.lg.jp